

公用車点検等業務仕様書

1 対象車両

車両番号	京都 502 と 5169
車台番号	NHP10-2219800
車名	トヨタ
型式	DAA-NHP10
車検満了日	令和8年7月28日
登録年月日	平成25年7月29日
総排気量	1.49L

2 業務内容

次のとおり、対象車両の車検（道路運送車両法第62条に基づく継続検査及び自動車検査証有効期限延長手続）、法定定期点検整備及び油脂類等の交換を行う。

(1) 車検

次の自動車検査登録に係る業務

- ① 継続検査（保安確認検査）
- ② 自動車検査証有効期限延長手続の代行

※自動車納税証明書取得等、自動車検査証有効期限延長に係る一切の手続を含む。

(2) 法定定期点検整備

次の法令等に基づく各車両に必要な法定定期点検整備

- ① 道路運送車両法
- ② 自動車点検基準（昭和二十六年八月十日運輸省令第七十号）
- ③ 自動車の点検及び整備に関する手引（国土交通省告示第三百十七号）

(3) 油脂類等の交換

次の油脂類等の交換

- ① エンジンオイル及びオイルエレメント
- ② ブレーキオイル

※油脂類等は、メーカー指定品（または同等品以上）を用いること。

3 履行期限

1に記載の車検満了日までに完了すること。

4 その他

- (1) 車両の引取り及び納車については原則受注者の事業所へ本市が持ち込むこととする。
- (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、この契約に係る競争入札に参加した他の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（受注者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。ただし、受注者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部の提供を受ける必要があるため、あらかじめ文書による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (4) この契約に関し、発注者と受注者との間で紛争が生じたときは、発注者及び受注者は、協議のうえ第三者を調停人に選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図るものとする。 解決のために要する費用は、発注者及び受注者がそれぞれ負担する。
- (5) 受注者は、この契約の履行に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6) 発注者は、この契約の履行期間中において、受注者が次の各号のいずれかに該当していたときは、契約を解除することができる。
 - ・ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
 - ・ 受注者が、前記に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) この仕様書に定めがない事項については、京都市契約事務規則及び関係法令によるほか、発注者と受注者とが協議して定める。

5 問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（担当 川上・元木）

電話番号 075-222-3900

メールアドレス yohokikaku@city.kyoto.lg.jp